

第1回

放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取 議事録

1. 日 時 令和元年12月20日(金) 14:00～16:26

2. 場 所 原子力規制委員会 13階 会議室BC

3. 出席者

原子力規制庁

宮本 久	放射線規制部門	安全規制管理官 (放射線規制担当)
鶴園 孝夫	放射線規制部門	安全管理調査官 (放射線安全担当)
宮脇 豊	放射線規制部門	安全管理調査官 (放射線安全担当)
宮本 大	放射線規制部門	上席放射線安全審査官
塩川 尚美	放射線規制部門	上席放射線安全審査官
土居 亮介	放射線規制部門	放射線安全審査官
立部 洋介	放射線規制部門	放射線検査官

被規制者の関係団体 (順不同)

二ツ川 章二	公益社団法人日本アイソトープ協会
上蓑 義朋	公益社団法人日本アイソトープ協会
角山 雄一	大学等放射線施設協議会
桧垣 正吾	一般社団法人日本放射線安全管理学会
明石 真言	公益社団法人日本医師会
伊藤 伸一	四病院団体協議会
谷 正司	公益社団法人日本放射線技術学会
釜田 敏光	一般社団法人日本非破壊検査工業会
中村 壮一	日本放射性医薬品協会
市川 達也	放射線照射工業連絡協議会
齋藤 圭	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
関口 真人	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

4. 議 題

- (1) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイドに関する意見聴取について
- (2) 許可届出使用者等に対する立入検査ガイドに関する意見聴取について

5. 配付資料

議事日程

出席者一覧

- 資料 1 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取（第1回）用資料】
- 資料 2 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第1回）用資料】
- 資料 3 - 1 第1回 放射性同位元素等規制法に係る審査ガイドライン等の整備に関する意見聴取に対する意見まとめ（一般社団法人日本非破壊検査工業会資料）
- 資料 3 - 2 第1回 放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取について（放射線照射工業連絡協議会 資料）
- 参考資料 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等の整備について（令和元年9月18日 第30回原子力規制委員会資料）

議事

○宮本安全規制管理官 それでは放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取の第1回目ということで、これから始めさせていただきます。

私、放射線規制を担当しております安全規制管理官の宮本でございます。よろしく願いいたします。また、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これまで放射線障害防止法に基づきまして、いろいろな規制が行われていたということでございますけれども、安全対策、あるいはセキュリティ対策ということで強化され、法

令の名称も放射性同位元素等規制法ということで、変わったというような状況でございます。

本日は行わせていただきましたのは、これらを機会に、これまで通知や事務連絡で個別にいろいろなことが決められてきたというものを体系化して整備するというのもあわせて、参考資料にもございますように、ガイドという形で作成するというにしましたものでございます。このガイドは、審査官や検査官が審査や検査において、どのように行っていくかということで、まとめていくということを目指したものでございますけれども、これは実際に審査や検査を受ける方にとっても使えるものということで、被規制者の方にもわかりやすい、理解しやすいものにしたいということで作成していくことを考えてございます。

このために、本日そうでございますけれども、作成の途中段階から被規制者の方々からも意見を聞きながら作成を進めていくということで予定をしております。数回程度で案ができた項目から順次御意見も聞きながら、作成を進めていきたいというふうに考えてございます。概ねこれを数回ぐらいやりますと、1年ぐらいでガイドを作成するという予定でございます。

最終的には、またその段階でパブリックコメントということで、いろいろ御意見をいただく機会はあるわけでございますけれども、最終的にはそのような形で、正式に決定したいということで考えてございます。申請におきましては、施設の特徴を踏まえて、例えばいろいろな設定値などにつきましても、申請者において設定し、申請者が適切な値であることを証明する、それ以外にも一義的には安全性や適合性についても、申請者がそれらを説明していくということが基本ということではございますけれども、このような規制者と被規制者の役割、それぞれあるわけですが、これらも明確にしつつ、ガイドのほうは両者にとってわかりやすい、使いやすいものにしていきたいというふうに考えてございます。

本日も幅広い規制を受けている方々、この意見を聞きたいということで、いろいろな団体のほうに声をかけさせていただきまして、多くの方にお集まりいただきまして、本日も感謝申し上げます。特に現場で審査や検査に当たられる方、これらにも使いやすいということを目指し、適切かつ合理的な規制が行われるようにということで考えてございますので、本日は率直な意見をお寄せいただければというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、本日の全体の進行をやらさせていただきます規制庁

の鶴園でございます。よろしくお願いいたします。

まずは出席者の方々の御紹介というのからさせていただきたいと思います。我々どもに近いほうから、お一方ずつ紹介させていただこうと思います。

まずは日本アイソトープ協会の二ツ川章二さんでございます。よろしくお願いいたします。

○二ツ川氏 二ツ川でございます。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、同じく日本アイソトープ協会の上叢義朋さんでございます。

○上叢氏 協会の上叢なんですけども、協会としては安全取扱部会長ということで出ております。現場では大きな加速器の管理をやっておりました。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしく申し上げます。

続きまして、大学等放射線施設協議会の角山雄一さんでございます。

○角山氏 よろしく申し上げます。

○鶴園安全管理調査官 よろしく申し上げます。

続きまして、日本放射線安全管理学会の桧垣正吾さんでございます。

○桧垣氏 桧垣と申します。学会の理事を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、日本医師会のほうから明石真言さんでございます。

○明石氏 明石でございます。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 さらに続きまして、四病院団体協議会の伊藤伸一さんでございます。

○伊藤氏 四病院団体の伊藤でございます。臨床の現場からの意見を申し述べたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしく申し上げます。

続きまして、日本放射線技術学会の谷正司さんでございます。

○谷氏 谷です。よろしくお願いいたします。

普段は病院で放射線治療をやっております。診療放射線技師の立場で意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、日本非破壊検査工業会の釜田敏光さんでございます。

○釜田氏 釜田でございます。よろしくお願いいたします。

非破壊検査、そのままでございますが、この業界を代表して意見を述べさせていただきます。

たいと思います。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、日本放射性医薬品協会の中村壮一さんでございます。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 お次が放射線照射工業連絡協議会の市川達也さんでございます。

○市川氏 市川です。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 続きまして日本原子力研究開発機構の齋藤圭さんでございます。

○齋藤氏 原子力機構の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくお願ひします。最後に量子科学技術研究開発機構の関口真人さんでございます。

○関口氏 量研機構、関口と申します。よろしくお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 よろしくお願ひします。

続きまして、配付資料のほうの確認に参りたいと思います。席上に配付してあるかと思いますが、議事日程と書きました1枚紙があるかと思いますが、その4番目のところに配付資料というのが記載してございます。資料1、2とあと資料3のほうから3-1と3-2というのがございまして、あと参考資料として本年9月18日の第30回原子力規制委員会資料というのが参考資料として配付されておりますが、不足するところがないということでよろしいでしょうか。よろしいですね。

でありますと、次に進ませていただきたいと思います。

本日の会合の進め方、ないしは出された資料でありますとか意見の取り扱いのところについての若干のコメントでございますが、既に事前に書面によりますところの意見提出がありました団体に関しては、今回資料3-1だとか3-2というような形で、提出意見は席上配付をさせていただいておるところでございます。

時間の制約上、書面で意見提出をいただいたところにつきましても、代表的なところだけ、本日に関しては口頭でいわゆる補足説明といたしまししょうか、そういう形で頂戴することにしていただきたいと思いますかと思ひます。もちろん、書面に記載のされていない事項について、この場で口頭で追加的に意見を述べていただくことというのも、当然可能ではございます。

当方のほうからは、即答可能なものについてはこの現場、会場で直接回答というふうにしますが、その他の意見につきましても最終的な委員に諮る時点、概ねこれから1年後程度というようなところも、今のところ目標にはしているところではございますが、その時

点までに公開意見聴取の中で、口頭ないしは書面により提出されたものについては、全てその取組の可否といったものを、当方において判断する予定にはなっておりますので、今回書面では出されましたけれども、口頭での説明は省略したというものがあっても、扱いは同じような形で手前どものほうで、取組の可否というふうなものは判断をさせていただきますということの扱いになりますので、よろしくお願ひしますということでございます。

続きまして、議題の中身のほうに入っていきたいかと思ひます。

まずは議題1として、審査ガイドのほうの案の、まずは我々行政庁側のほうから、審査ガイドの簡単な御説明というのを、都合15分ぐらいさせていただきます、それに続きまして、意見聴取というのを各被規制者の団体のほうからお述べいただくというような運びに、都合35分程度というような感じになろうかと思ひますが、そういう運びにしたいと思ひますので、まずは行政庁のほうから審査ガイド案の説明というのをお願ひします。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門で、放射線安全審査官の土居と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうから審査ガイドのほう、説明をさせていただきます。資料1を御覧になっていただければと思ひますけれども、こちらがいわゆる審査ガイドと呼ばれるものでございまして、1ページ目、次の2ページ目が目次になりまして、これがガイドの全体構成というふうになっております。

第1章が総則で全体の目的とか適用範囲といったようなことを述べさせていただきます、それぞれ法6条に規定する技術上の基準、第2章がいわゆる使用施設の基準に当たるものを条文ごとに順番に並べておりまして、第3章が貯蔵施設の基準。

2ページ目に行きまして、第4章が廃棄施設の基準となっております。

第5章なんですけれども、その他ということで、法6条の第4号、その他放射性同位元素もしくは放射線発生装置、または放射性汚染物による放射線障害のおそれがないことということで、技術上の基準以外にも、申請において要求している事項というものを列記してございます。このような全体構成で、このガイドというものを作成するように考えております。

続きまして、3ページ目に行きまして、第1章、こちらがこのガイドの目的を記載しているんですけれども、まず先ほども申し上げましたように、法6条の技術上の基準に適合しているときでなければ、許可を与えることができないということで、法律のほうで規定さ

れておりまして、それら技術上の基準というのは、それぞれ放射性同位元素等規制法の施行規則第14条の7、14条の9、第14条の11に規定されております。それらに対して本ガイドはこれらに適合していることを審査する際の、確認の視点を取りまとめたものであるということで、我々のほうが審査官が審査をする上での考え方や審査の視点、こういったようなものを例示を含めましてまとめております。

それで、最後のところなんですけれども、技術的知見や審査経験等に応じて定期的に検討し、適宜見直すことにするというので、今後も作成していくような目的で、このガイドは作成しているところでございます。

続きまして、第2節は適用範囲なんですけれども、こちらは先ほど申し上げたように法6条に規定する技術上の基準に適合していることを確認する際に適用するというものでございます。

次の第3節、関連法規等と次の第4節、用語の定義等につきましては、この第1回で関係ありそうなところを記載しているんですけれども、こちらのほうは順次作成するに従って、適宜整理させていただくように考えております。また用語の定義につきましては、今回のガイドの中で出てくるような用語の説明等につきましては、本文中にも記載しておりますけれども、それらにつきましては最終的などころで、適切などころに記載していくように考えております。

以上が1章の総則についてなんですけれども、続きまして5ページ目に行きまして、こちらが使用施設の基準、今回第2章の第3節、使用施設の遮蔽について我々のほうでガイドの項目を作成いたしましたので、それについて簡単に説明をさせていただきます。

まず、この審査ガイドなんですけれども、規制における要求事項というのと、後ろに行きまして、7ページ目の一番下からなんですけれども、確認の視点、この大きな項目から成っております、また5ページに戻っていただくんですけれども、規制における要求事項というのを、まず列記しております。

この規則14条の7の第1項第3号ですね、これはいわゆる線量限度についての記載になっておりまして、まず1.こちらが使用施設内の人が常時立ち入る場所における線量限度ということで、法令で要求されている1週間につき1mSv以下ということに記載しまして、また下の(1)①については、線量限度の考え方というところを記載しております。またこの線量限度につきましては、先日、12月11日の原子力規制委員会においても、この考え方について、1年につき1mSvはどのように考えて1週間につき1mSvとしたのかというところなんです。

すけれども、そちらについては現在記載ぶりを検討しておりまして、最終案のときまでには記載のほう、していきたいと考えております。

続きまして(1)②、こちらは「使用施設」の説明、次の②と③、こちらはそれぞれの語句の説明のほうを記載しております。使用施設及び使用施設内の人が常時立ち入る場所、これら必要な語句の説明を記載しております。

続きまして、6ページの2.です。工場又は事業所における線量限度です。こちらのほうも同じく3カ月間につき $250\mu\text{Sv}$ 以下にするために、必要な遮蔽壁その他遮蔽物を設けることを要求しているという規制事項が書いてありまして、その後①～③までは必要な語句の説明をそれぞれ記載いたしまして、④のところには線量限度の考え方のほう、示しておりますけれども、こちら先ほどの常時立ち入る場所と同様、記載ぶりのほうは今後検討する予定にしております。

続きまして、3.です。こちらは工場又は事業所内の人が居住する区域における線量限度ということで、こちらについては（病院又は診療所の病室等を除く。）人が居住する区域につきましては、3カ月間につき $250\mu\text{Sv}$ 以下。また(2)のほう、「病院又は診療所の病室等」におきましては、3カ月間につき 1.3mSv 以下とするために必要な遮蔽壁、その他の遮蔽物を設けることを要求しているというような規制事項を書いております。そして、その下の①、②につきましては、また語句の説明と線量限度の考え方等について記載しております。

以上が規制における要求事項になりまして、次の7ページの一番下から、こちらが【確認の視点】になりまして、我々が審査をする上での確認のポイント等について、記載をまとめております。

まず、1.こちらが放射線源の設定についてということで、遮蔽の計算、線量限度を担保するための計算においては、まず線源の設定が必要ですので、その線源の設定についてこちらのほうに記載しております。それぞれ①が密封されていない放射性同位元素について、イロハニホに記載しているような視点をもとに、我々のほうは線源の設定が適切になされているかどうかということを確認していくようなものでございます。

続きまして、9ページに行きまして、9ページが②が密封された放射性同位元素、遮蔽計算においては密封されている状態、密封されていないというのは、放射性同位元素それぞれについて考え方が若干違うところもございまして、9ページ目の下のほうの(2)放射線発生装置についても、放射線発生装置については放射線

源というような、放射性同位元素自体はないんですけれども、放射線が加速された荷電粒子が他の物質と衝突したり、進行方向が変化するなどしてエネルギーを失う点、これは放射線源と見立てて計算しているところが一般的でございますので、そのようなことについて記載をしております。

このような視点をもとに、放射線源を設定していただき、次の2.こちらが実効線量の評価点、こちらが評価するポイントになりますけれども、(1)です。下記①～③のそれぞれについて、全ての場所を漏れなく評価対象としていることということで、次の10ページに行きまして、(3)のところです。

①が使用施設内の人が常時立ち入る場所、②が工場又は事業所の境界、次の11ページに行きまして、③が工場又は事業所内の人が居住する区域、これら法令で要求しているそれぞれの場所について、適切に評価がなされているかどうかということ、それぞれ人が常時立ち入る場所についても①のイロハに記載しているような視点、工場又は事業所の境界については②、工場又は事業所内の人が居住する区域につきましては③を、それぞれ評価における視点として考えております。

次の3.なんですけれども、3.につきましては、遮蔽、線源と評価点の間に適切な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることというのが要求事項であります。それで必要な遮蔽壁その他遮蔽物を設ける場合には、以下の(1)～(4)の視点に従って、適切に設定されているかどうかということ、審査のほうでは確認することとしております。

次の4.は評価時間、こちらは線量計算をする上での評価時間なんですけれども、それぞれ(1)使用施設内の人が常時立ち入る場所、(2)工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の人が居住する区域につきまして、それぞれ①～③または①～②の視点に従って、適切な時間数を設定していただくというようなことを、我々の審査のほうの視点としております。

最後に5.の線量の評価について、5.なんですけれども、こちらは以上の1.～4.これまでの全ての評価における設定を踏まえた上で、線量の評価がなされているということで、最終的な評価において、(1)では実効線量の算定につきましては1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線についても被ばくを含めることといったような、数量告示のほうに規定されているような事項を含めて評価がされているかどうか。以下(2)～(6)まで含めまして、線量の評価がなされているかということ、審査の視点とするように考えております。

それで、最後の評価の中で13ページの(6)②なんですけれども、工場又は事業所境界における線量限度の評価のときのハです。

スカイシャインの影響が無視できない場合については、スカイシャインを評価していることということで、こちらにつきましても先日の原子力規制委員会のほうで、例外事項はないのかということ、全てについて評価をしなければならないのかというようなことでコメントをいただいております、こちらのほうも今回少し12月11日の原子力規制委員会の御指摘を踏まえて修文しているところなんですけれども、必ずしも評価が必要ということではなくて、必要な場合には評価をすることということで、少し記載ぶりを変えております。

簡単ではございますけれども、以上のような、これが審査ガイドの今回の作成した部分における説明となります。ありがとうございました。

○鶴園安全管理調査官 続きまして、被規制者の団体のほうから御意見を頂戴したいかと思えます。

審査ガイドの少し単元に分けながら御意見のほう、頂戴していきたいかと思えます。まず審査ガイドの一番初めに冒頭説明がありました目次でありますとか、1章のところ、要するに4ページまでのところでございますが、ここまでのところで御意見のある団体、ございますでしょうか。

どうぞ。

○釜田氏 非破壊検査工業会、釜田です。

まず資料を出させていただいていますが、実はもともとこの資料をつくる時に出ていた資料とちょっと違いまして、ページ番号が違うということで、申し訳ないです。一番左側の番号ということで1～23の部分、これ全部1を引いてください。これ全部ページ数が異なります。

それから、あと3ページからの分です。これが22が8ということで、23が9ということで、全部番号を送っていただければと思います。これは申し訳ないです。そのときの資料と違いましたので、修文間に合っておりませんので、コメントさせていただきます。

○鶴園安全管理調査官 当方の資料がちょっと変わったことの関係でございます。むしろ我々のほうでちょっとそういうあれがあったということで。

○釜田氏 ええ。全体ということで1、2、3番のところだけ、先に意見を述べさせていただきますと、1番はもうこれは言った話なんですけれども、できたら修文されたものを提示

いただいて、それに対してのコメントということであれば出戻りがないというか、そういうことになろうかと思います。それに基づいて今回時間がないというのは重々承知はしているんですけど、やはり最低でも2週間程度はお時間いただければ、もう少し適切な資料がつかれるのではないかというふうに考えています。

あとは断片的といったら、ちょっとこれは語弊があるんですけども、ある程度骨子みたいなところ全体、こういうことを書くんだよということでもいいんで、さらっと流していただいて、その上でこの部分、この部分とやっていただくと非常にわかりやすいんじゃないかな。

というのは使用施設の基準であるとか、そういうところを、実はこれで決められているんで、そんな変わるものではないとは思いますが、そういうところを理解をした上で、どういうふうなお考えを持ってガイドラインをつくられているんだよということに基づいて、じゃあこの遮蔽としてはどういうふうな考え方なんだということがわかりやすくなるのかな。逆にコメントしやすくなるのかなというふうに考えますので、これは全体的なところということで発言させていただきます。

以上でございます。

○鶴園安全管理調査官 コメントなど、当方のほうからありますでしょうか。

○土居放射線安全審査官 そうですね、すみません。今回参考資料にございますように、9月11日の方針に従って、部分ごとにできたところから提示しているところでございますけれども、いただいた御意見、今後検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○宮本安全規制管理官 規制庁の宮本でございます。

今、御意見いただきましたところは、どちらかという会議の進め方とか、今後の作成の仕方というところでございますけれども、最終的にはきちんとまとまった案で、またパブリックコメントという形で意見を述べるという機会は、必ず設けさせていただくということでございます。

それで、現在のところは冒頭でも申し上げましたように、途中段階でもいろいろ意見を言ってもらって、最終案がうまいことできたほうが、両方が使いやすいだろうということでございますので、最初の資料のほうはなるべく新しいものなり、今回もつくっている途中ということで、こういうところはこんなふうにしていこうと考えているんだよというようなことも入れるような形で、フリーに御意見がいただけるようにしたいなということ

ございます。

それから意見を取りまとめるということで、しっかり取りまとめて、御意見いただけるというのは、とてもありがたいことでもありますけれども、それら今回順次やっていくということで、全体としてどうするかというところを、最後我々のほうで考えたいと思っておりますので、必ずしも今の今、言っていただかないと困るというものでもございませんので、例えば今日のやりとりも踏まえて、さらにこういうところはこんなふうにしてほしいなとか、そういう意見があれば、また随時、その後でもいただければということでございます。

必要があればこの会も何回か続きますので、そのときの会とは違うものであっても、今回公開でやっている映像が残ったり、速記録が残ったりしますので、次の会とかそういうところにでも紙で出していただいても結構ですし、またそういうところで追加で補足で言っていただくというようなことでも、意見としてはいろいろいただければなというふうに思っておりますし、そのように進めていきたいなと思っております。

○鶴園安全管理調査官 あと、ほかに御意見あれば、どうぞ。

○二ツ川氏 アイソトープ協会の二ツ川でございます。

今まで規制者の個人的な判断でやらされたものが、こういうガイドできちんと方向が出されるということは、被規制者にとっても非常にありがたいことで、いいガイドをつくっていただければと思うんですが、最初に管理官がお話になったように、このガイドは基本的なところを示して、多くの施設はこれで行くけども、申請者によってはいろいろな変化がある。

特に今回法令改正によって、施設が責任を持つてということですから、いろいろな申請の仕方が出てくると思うんですが、それらがそういうことも可能にするんだというところを、やはり目的の中に書き込んでおいていただきたいというふうに思います。往々にしてこういうガイドラインができてしまうと、それ以外のものがもうだめになってしまうというふうな方向になりかねないので、その辺は目的の中で明示していただきたいというのが考えでございます。

○鶴園安全管理調査官 要するに汎用性のあるような、いろんな施設がどうしてもRI施設というのは多く含まれているので、そういったものをなるべく広く対応できるようにという御趣旨だと思いましたので、目的のところではそれがうまく反映できるかどうか、前向きに考えていきたいと思っております。

ありますでしょうか。どうぞ。

○角山氏 大学等放射線施設協議会を代表して、コメントさせていただきます。

今、二ツ川さんがおっしゃったこと、すごく重要なことでありまして、例えば今回お示しいただいたガイドの案を拝見しますと、例示がかなり見受けられます。例示をあまりやりますと、こちら側はそれに引っ張られてしまいます。例に載っていないものはどうなのかという、もう際限のない議論に突入してしまいます。そうすると、これがどんどんガイドが膨大なものになりかねない危惧を感じます。

そういう発想ではなくて、過去の審査においてこれは絶対だめだったという事例は必ずあると思うんです。むしろだめなほうをはっきりと示していただくほうが、こちらはこういったことの哲学を持って審査するわけだから、こういう理屈でもってこういうふうな審査を上げてきているということに、また原点に帰れるわけですし、そういったところで例示をするところについては、もう一段表現を緩めていただくなり、表現を工夫していただくには必要なのではないかと思います。

○鶴園安全管理調査官 了解しました。

要するに外縁を示すようなところと、○なのか×なのかという、そのところは少なくともこういったものはだめだよという、後方で御説明されたところ。そういったところはその外縁を決めていくようなところで、そこがわかれば非常に申請する側も検査を受ける側も予見可能性が立ってよろしいという、そういう御趣旨だなと思いましたが、むしろ逆に前者でおっしゃられた、例示のところあまり多過ぎますと、それに引っ張られてというような、一定程度具体的に例を挙げてわかりやすくする都合上、どうしても例示を全くなくすということは、ちょっと難しいと思いますが、先ほどもおっしゃられていましたように、表現の仕方を少し緩やかにしてみたりとか、このニュアンスのところを丸めてみたりとか、工夫をするところで反映をしていくという御趣旨かなと思いましたが、そこも表現のしづりといったところで、検討していくという話なのかなと思います。

ほかにありますでしょうか。

どうぞ。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣でございます。

3ページの第3節のところに関連法規ということで、本ガイドは以下を参考にしているということで、幾つか法令、施行令等とか例示をされております。この中で我々申請書を書きますときに、例えば医療法、医療法施行規則、建築基準法、介護保険法等々は、あまり

意識をすることは無いんですが、これらの法律、法令がRI法の審査に当たってどのように参考にされているのか、この辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 この点、いかがでしょうか。

○土居放射線安全審査官 放射線安全審査官の土居です。

これらの法令につきましては、基本的には我々の審査においては、あくまで放射性同位元素等規制法において審査をするんですけども、例えば建築基準法、施設の建築基準、今回の項目ではないんですけども、第2節の使用施設の構造、こういったようなところで建築基準法にのっとりたというところがございますので、そういうような形で関連する法令を記載しているというような趣旨でございます。

○鶴園安全管理調査官 ほか、ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、どうぞ。

○上蓑氏 日本アイソトープ協会の上蓑ですけども、非常に細かいことで申し訳ないんですが、この後にどこにも出てきそうにないので、少し意見述べさせていただきたいんですが、例えば²⁰⁸Bi、あれは非常に長い半減期でRIだと。非常に真面目な事業所になりますと、そういうものでもこれはRIとしてしなくていいのか。

RIの事業所というのは、事業所単位で下限それ以下、以上のものを使っているときはどんなに薄くても、それはRIとして管理しなくちゃいけないというふうに言われていまして、それを真面目にとられると、そういう議論になってしまうということがありますので、その辺の網のかけ方というのも、もうちょっとはっきり示していただければ混乱しないかなというふうに思います。

○鶴園安全管理調査官 いかがでしょうか。

○土居放射線安全審査官 いわゆる放射性同位元素と安定同位体の区別とか、そういったようなところも含めての……。

○上蓑氏 とうか、下限数量は決まっています、あれは非常にはっきりしているんですけども、ただ世の中には例えば再処理に出たRIをパラジウムにまぜて、それで一般のパラジウムとして売っているというのがあるんですけども、調べると非常に下限数量よりもはるかに低い放射能なんですけども、でもそれは人工的な放射能がまじっていると。でも一般のもので売られているというのを買ってくる時に、これは管理区域の中でしか使えないのかとか、許可を取らないと使えないのかという議論が、このごろ出てきてしまうんです。そういうところの整理です。

○土居放射線安全審査官 下限数量の考え方などになると、規制のほうのいわゆる規則とか告示の議論になってしまうかなと思うんですけども。

○上蓑氏 もちろん、きちんと法律で定義しようと思うとそうなんですけども、ただ今RIの施設で事業所もというのは、あれは行政指導で動いていますよね。ですから、対応としては行政指導の範囲かなと私は思うんですけども。その辺、少し頭に入れて、これから考えていただければありがたいというふうに思いました。

○鶴園安全管理調査官 おっしゃるとおり法律で規律をされているところに関しては、今回の策定しているところはガイドでございますので、法律の規律で決まっているところをどうこうするという事はないんですけども、行政指導ベースでありますとか、いろんな行政文書の通達のようなもの、そういったようなもので決まっているところに関しては、今まで実務として定着していたりとか、そうしたものに関しては、このガイドのところで処理していく余地というのは一応ありますので、先ほどおっしゃられた内容というのが、どこまでがそういった行政指導であるとか、運用の範囲の中で法令の範囲の中で、この運用のところで決められる話なのかどうかというのを峻別した上で、適切な記載ができるかどうかというのを検討していくということかなというふうに思います。

○上蓑氏 よろしく願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 ほかはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○関口氏 量研機構の関口と申します。

いろいろガイド、作成いただきありがとうございます。今回ガイドの作成に当たって、いろいろな規制における要求事項とか、確認の視点ございまして、この中でもう法律で定まっているもの、あと以前の課長通知やほかに出ているQAとか遮蔽計算マニュアルで、もう既にガイド以前に確定しているものもこの中に示されておりまして、それ以外に今回ガイドとして入ったものが混在しているという形になっておりますので、その辺がもう既に変えようがない点、既に法律の要求事項である点や、課長通知である点というものをあらかじめ示していただきますと、それについてはある程度もう議論の余地がなくて、先ほど話がありました法令改正のほうまで踏み込む話の部分か、もしくはいろいろ今回のガイドで、今回の検討の中で変えていけるものか、明確にこの資料を策定していただけると、今後の議論が散漫になったり、細かいところにかなくていいのかなということをお願いしたいと。また、今回エリアというか、管理区域の範囲であったり、事業所の範囲みたいな

ものを文章で示されているんですが、この辺は図示、図表等で示していただけると、議論がよりわかりやすくなるのかなということを、ちょっと御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 司会の鶴園でございますが、先ほどのお話、用語の定義等々のところでございますが、法令などでもう定義ががしっと既になされているものを、さらに細かく、わかりやすく示すようなところとか、いろんな形での要望の表記しているところがございますので、定義に関するところは既にあらかじめ決まっているもの、さらにブレークダウンしているのであれば、その旨がわかるような、定義そのものをコピペしているのではなくて、もう少しそれをかいつまんで言うということなんだというのがわかるような形に工夫をしてみたり。

逆に先ほどおっしゃられた、既に確定しているというか、既に出されている課長通知だとか、いろんな文書のところは、課長通知云々のところは大概のものが、いわゆる法令より下の運用の一つの方針であるとかを示しているものでございますので、そういったものは今回のガイドの策定の中で、一応そういった古い文書の、現在の技術においてもそれが妥当するのかどうかというのは、一つの精査の対象になるんで、物によっては古い発出した昔の課長文書だとか、そういったものがこれを策定することによって、これに置きかわるといいでしょうか、そういった余地というのも、今後においては一般論としては一応あり得るといように考えていますので、そういった古い文書、冒頭うちの管理官のほうからも説明があったと思いますが、古い課長通知だとか、そういったものを古いもので今の時代に合わなくなっているものは廃止したり、そういったものもこの作業の中長期的な、最終的にガイドが完成を見るところでは、そういったものも視野に入ってくるということで、そういった中で、処理をしていきたいというふうには考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

○関口氏 量子機構です。

そうすると、最終的にはこのガイドが出来上がりますと、今まで出ていた、先ほどから話が出ていた課長通知みたいなものは、ほぼ全て内包する形になるので、最終的には課長通知みたいなものが取り下がるというか、もう廃止されることも将来的には考慮されているということでしょうか。

○宮本安全規制管理官 規制庁の宮本です。

今すばつと言われたんで、なかなか実はすばつとお答えしにくい、悩ましいところがあるのは、これを体系的に整備をして、これを見ればばらばらになっているものがまとまるということを目指しておりますので、今目指しているところはそういう通知・通達が全部取り込まれてなくなるということを目指しています。ただ、作業上すばつと言えないのは、本当にそれ全部なくなるほどきれいに入れ込めるかどうかというところは、ちょっと今後の作業次第かなというふうに考えています。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

今の質疑に関連してなんですが、特に通達につきましては、今、管理官が申し上げたとおりですが、必ずしも通達の中で、今回のこの審査ガイドになりますと、許可の基準になるわけです。

それで、許可の基準に触れるような通達が、今まで通達の中のどれぐらいを占めるのかというのは、今回我々も調査したんですけども、意外とあるような、あるいは調べてみたらないようなというところで、過去の通達の多くは、やはり放射性同位元素そのものの取り扱いをこういうふうに取り扱うべしというところも、その部分が非常に大半ですので、目指すところは許可基準の見方に関わるようなものは、なるべくこの審査ガイドの中に取り入れて、今回の例で申し上げますと、例えば飛散率の表、これ従来、旧規制庁における通達でございますとか、一部下限数量以下の数量を、遮蔽計算を省いてもよいよというようなことも旧通達の中で言っていて、それはそのまま踏襲するというストレートな書き方はしておりませんけれども、そういうようなことをする場合には、そういうことをしましたよということを申請書に示されているかどうかを確認していきますよというような形で、若干言い換えはしているようなところもございますけれども、そういうような形でこちらのガイド案の中に、今回のお示しした中のところだけでは、たかだかそれぐらいのところですが、いずれにしても繰り返しになりますが、許可基準に関わるようなものについてはなるべくこちらのガイドの中にお示しできるようにしていきたいなというふうに思っておりますので、そういう観点からも何かお気づきのことがあって、このことは許可の基準に関することで、過去通達でこう言っていたじゃないか。一義的には私どもが調べてここでお示しするというのがその役割だと思っておりますが、もしまたこれを御覧いただく上でお気づきのところがありましたら、御意見として頂戴できればというふうに思っております。

それからあともう一つ、図表等もということでございましたけれども、今回テキストだけということでございましたが、先ほど例示はなるべく最小限にという御意見も踏まえつつも、もし図でありますとか表というようなものも、わかりやすさという観点からあったほうがよろしかろうというものがあれば、今後適宜追加することを検討していきたいと思っておりますので、その点につきましても何か御意見等ございましたらば、また逐次いただけましたらというふうに思っております。

以上です。

○鶴園安全管理調査官 ほか、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○釜田氏 非破壊検査工業会、釜田です。

これは御要望ということなんですけれども、3ページのところの「本ガイドは、技術的知見及び審査経験等に応じて、定期的に検討し適宜見直すこととする。」ことということで、見直しをされたら、またその後に例えばパブコメであるとか、こういう意見聴取であるとか、それをいただきたいなど。

案外、審査の中でこうなっているんですよというのは、いや実は変わりましたというのが結構あったので、逆に言うと、この中で示していただいておりますと、今後またこういうこと、変えることはもう全然こちらがいいこととございますので、改悪じゃなくて改良していただければ結構でございますので、そのときにまた意見聴取の機会、もしくはパブリックコメントの機会をいただければというふうに考えております。これはお願いでございます。

それと、お話の中でエックス線の話が出てきたと思うんですけども、11ページです。私聞き違えたのかもしれないんですけども……。

○鶴園安全管理調査官 11ページのほうはまた別途やりますので。またそのところで。

○釜田氏 はい。

○鶴園安全管理調査官 4ページまでのところではよろしいですか。では、時間もありませんので、5ページ以降のところ、参りたいと思います。

5ページのところから、規制におけるところの要求事項というのがだっと書かれていて、7ページのところまでが大体そういう形になっていますので、1.2.3. ぐらいのところまで御意見、何かございますでしょうか。

どうぞ。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

5ページです。5ページのところで②のホのところですけども、【規制における要求事項】と、使用施設の人が常時立ち入る場所における線量限度というところですけども、使用施設についてどのような者が入るかというところで、放射線発生装置を遠隔操作する場合の操作室というものが書かれています。

それから、6ページです。6ページの③のところには、「常時立ち入る場所」ですけども、そこにも遠隔で使用する際の操作室というものが書かれているんですけども、通常病院の構造でいきますと、管理区域の隣に隣接しているか、もしくは中にも廊下を挟んで違う部屋に操作室があるというふうな構造のところも多くなっております。この基準を取り入れると耐火構造であったりとか、あとは人の管理というものもここに関わってきますので、この辺りというのを管理区域境界なのか、常時立ち入る場所なのかというところをうまく表現していただいて、どういう場合に操作室は含まれるということを記述していただきたいところなんですけども。

○鶴園安全管理調査官 いかがでしょうか。

○土居放射線安全審査官 御意見ありがとうございます。こちらのところ、一般的な記載ぶりになっているんですけども、どうしてもなかなか個別の細かなところまで書き切ることができないんですけども、今の御意見を踏まえて記載ぶりのほう、検討したいと思います。

○谷氏 お願いします。

○鶴園安全管理調査官 ほかにありますでしょうか。

どうぞ。

○齋藤氏 原子力機構の齋藤でございます。

非破壊さんのコメントにもあるんですけども、1.②のイです。こちら使用施設ということで、読みますと最後のほう「使用の場所」と書いてありまして、従来ですと様式で使用施設といいますと居室または建築物、その他もありますけども、使用の場所というのは、ちょっといろいろ広い意味ではよろしくないのかなと思ひまして、「使用する室」とか、そういう意味で書かれたんではないかと思うんですが、この辺のところを、使用の場所というのは、いわゆる法令用語の「使用の場所」ではないということによろしいのでしょうか。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

こちらにつきましては、一応申請の中にある使用の場所ですね、申請書に記載していただくような使用の場所というのを想定して記載しております。

○齋藤氏 原子力機構、齋藤です。

そうしますと、様式を見てもらうとわかりますとおり、居室か建築物かという議論が建設物でしたか、あると思いますので、使用の場所、例えば密封の届出ですと、使用施設がなくて使用の場所で届出をすとか、若干この辺は言葉で、この言葉自体が先ほどの中でも議論にもありましたけどもひとり歩きして誤解を招くのではないかなというところで、そういう意味ではこちらとしては使用する部屋ということによろしいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○土居放射線安全審査官 そうですね。記載ぶりのほうは御意見を踏まえて検討していきたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 ほかがございますでしょうか、どうぞ。

○谷氏 日本放射線技術学会、谷です。

すみません、もう1点だけお願いします。

7ページです。3. (1)①です。「工場又は事業所内の人が居住する区域」というふうにあるんですけども、我々病院ですと託児所、保育所というのが通常ありまして、そこは24時間預かっているんですけども、通常居住するというわけではないんですけども、この辺り居住区域というような形で考えていただいたほうが、小児・新生児という意味では、いい方向かなとは思うんですけども、いかがでしょうか。解釈に関するところであります。

○土居放射線安全審査官 現状の審査においては、託児所とかそういったようなところは特に居住区域としていないケースもあるかと思うんですけども、そのところは記載ぶりも含めて検討したいと思います。

○谷氏 よろしくをお願いします。

○鶴園安全管理調査官 ほか、ございますでしょうか。

どうぞ。

○上叢氏 また細かいことなんですけども、この書きぶりなんですけども、法律がこうなっているからどうしてもこうならざるを得ないのかもしれないんですが、管理区域にかかる線量というのが別途になっています。ですけども評価したりとか実際に管理する者にとっては施設内の常時立ち入り、管理区域境界、事業所境界という流れで評価していくと思うので、できればそういうふうな書きぶりにしていただくと、お互いに使いやすいかなと

いうふうに思います。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

おっしゃるとおり、この最初の目次のところでも御説明しましたとおり、条文に沿って今回の案は作成しておりますので、そういう観点で見て、管理区域のほうが後ろのほうに行ってしまうと、我々もその辺、記載ぶりは悩んだところがございますけれども、御意見踏まえてわかりやすいような構成にはしたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 このところは、管理区域のところは、いわゆる法律のほうに直してみると、何号要件のものになるのかというようなところで、厳密に見ていきますと、目次のところでも出てきますように、管理区域のところだけが、法でいいますところの6条第4号のところの、その他もろもろの要件のところに入ってきておいて、そのところが実際の申請の立場からすると、常立ちのところであれ、管理区域のところであれ、同じような形で申請はしてきていると思うんですが、ただ法律の規律の条項の、許可要件の何号要件ですかというような形で整理をしていきますと、どうしても今のところの案としては、管理区域のところだけが本法律の6条のところの、規則の1条1号要件になってしまうというようなところで、今のところはこういう感じの整理になっちゃっているところです。

○上蓑氏 事情はわかりますけれども、できるだけ使いやすいものという希望。

○鶴園安全管理調査官 わかりやすいようにという、承知しました。

ほかございますでしょうか。よろしいですか。

では、次の後半のほうへ行きたいかと思いますが、7ページ以降のところ、確認の視点のところに関しまして、少しこれ長いので、7ページ以降のところ、まずは1.のところ、放射線源の設定のところについて、9ページの最後のほうのところまで続いているところですが、ここの1.の8ページ、9ページのところにおいて、御意見ございますでしょうか。

○二ツ川氏 アイソトープ協会の二ツ川でございます。

8ページの二のところですが、減衰を考慮せずに設定していること。ただし、4核種については考慮できるという、これは法律上は減衰を考慮しなきゃいけないとは書いていないはずだと思うんです。

「PET4核種」だけを減衰考慮するというのは、あまりにも合理的じゃないので、やはり「基本的には減衰を考慮することができる」というふうに書いていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

こちらにつきましては、今回このガイド案の意見聴取に当たって、まず我々の審査の現状のほうを書かせていただいております。最近の利用の現状を踏まえて、短半減期のものの使用が非常に増えているというようなこともございますので、その点は今後検討していきたいと思います。

○二ツ川氏 おっしゃるとおり短半減期利用というのは非常に最近増えておりますので、その辺がちゃんと考慮できるような記載の仕方をしていただきたいと思います。

すみません、ついでにもう一つなんですが、その次のホなんですけども、これは飛散率のことで表が書かれていますけども、今度の新しい法令で固体の粉体以外のものについては「非放散性」というものが定義されていると思うんです。その場合があったとしても、これ同じように 10^{-3} という飛散率を用いるって、法律的の中で整合性がとれていないんじゃないかなというふうな気がしますので、その辺の提供もしていただきたいと思います。

○土居放射線安全審査官 御意見ありがとうございます。その点も含めて整合性はとっていききたいと思います。

○宮本安全規制管理官 規制庁の宮本です。

今いただいた一つ目の御意見のところなんですけれども、今回はガイドというのは、なるべく現状を踏まえて、体系的に整備をするということ、まず第一にやりたいと思っています。

言われたところは、技術的検討を含むという部分が多分にあって、ほかにもそういうところもございます。そここのところは今回の作業ではなるべく現状に合わせて使いやすいものをまずつくろうということと、今言われたような御意見については、こういうところでさらに出てくるということは当然我々も考えていまして、その場合には今回の作業とは別に、また別途技術的な検討ということを行うということ、何かした上で、ガイドに取り込んでいきたいなと思っています。

今少し言われました、実際に短半減期核種の利用が今までになかった、これから増えていきそうなので、その辺は研究等でもやっていますので、そういうことについては今回ということではなくて、また改めてそういうことについても入れていきたいなということでもあります。なので、そのような御意見等もいただければ、それも今後の技術的検討課題ということで、我々としても認識をしていきたいなということでございます。

○鶴園安全管理調査官 ほかありますか。

どうぞ。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣でございます。

先ほどの二ツ川さんの御発言とも関連いたしますが、最近の研究におけるRIの利用のトレンドといたしましては、短寿命RI、短寿命核種を動物に投与するというのが大変トレンドになっております。我々の施設のほうでもそういった要望があるんですが、それと関連して、ニのところは先ほど言ったような「PET4核種」以外についても、ぜひ御検討いただきたいというのが一つ。

もう一つホのほうでございますが、こちらホというのが、空気中のRI濃度の飛散率について書かれておりますけども、この場合で動物実験、これにおける飛散率、この場合というのが記載をされていないということが気になった点でございます。ふん尿を回収した場合は 10^{-1} でよいとか、もろもろあと核種の化学形に対して明確な根拠資料がある場合は、そういったものを飛散率の根拠として用いてよいということを、ぜひ確認いただきたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 どうぞ。

○宮脇安全管理調査官 規制庁の宮脇です。

今いただいた御意見の後段のところ、飛散率のところにつきましては、先ほどの私の発言と重複するところもございますが、まずはこのホの書き出しとしては、まさに今御指摘いただいたように、申請者の方々が責任を持って申請していただく、しっかり根拠を持ってやっていただくという意味で、明確な根拠に基づいた値を持ってきて申請してくださいということが、まず第1にございますが、そういうものが御用意できない場合は、9ページに行きましてこの表。

この表は何かといいますと、以前旧規制庁のところから通達でこの表、まさにこの値を掲げているものでございまして、御承知かもしれませんが、どうしても御用意がないもの、あるいは今までの規制との継続性という観点からこの表を掲げているものであって、これで持ってこいという趣旨でこちらを掲げたわけではなくて、あくまでもこの流れの審査ガイドを示したかったことは8ページの下のところですよ。明確な根拠、合理的なちゃんとした根拠があれば、それに基づいて審査を行うのですよ、それが確認の視点ですよということを改めて示させていただいていると。そのように御理解いただけたらというふうに思っております。

○桧垣氏 ありがとうございます。実際のところ、動物実験の場合はこの表に使う飛散、

この表に示されている飛散率よりも、もっと厳しい値で我々申請をせざるを得ないという状況です。動物に投与したものはどれだけ飛散するのかわからないのだから、100%飛散するというふうにして、空气中濃度を計算しろというような指導があるという現状でございます。

○鶴園安全管理調査官 いかがですか。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

こちらに濃度のほう記載しているんですけども、排気の計算等につきましては、廃棄施設のほう、4章のほうで廃棄施設のほうでメインで記載するところもございますので、今日いただいた御意見含めて記載のほうをしていきたいと思っております。

○鶴園安全管理調査官 どうぞ。

○明石氏 日本医師会の明石です。

今の飛散率のところ、私どももやはりこれちょっと厳しいんじゃないかなという気もしたものですから、ぜひこの辺をもう一度御考慮いただければと思います。

○鶴園安全管理調査官 検討してまいりたいと思います。ほかございますでしょうか。どうぞ。

○釜田氏 先ほど、ちょっと先走りましてすみません。

11ページのところですが、11ページ～12ページのところの、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有するものと、それからあとかつ診療を受けるために被ばくする自然放射線被ばくは、これ除外をするということでもいいんですよね。含めるじゃなくて。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

こちらにつきましては、1メガ電子ボルト未満の電子線及びエックス線による被ばくは含めるんですけども、診療を受けるための被ばく及び自然放射線における被ばくは除外するというような考え方というか、記載でございます。

○釜田氏 まず放射線の定義のところ、1メガ電子ボルト以下というのは、除外されているんじゃないでしょうか。放射線の定義です。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の審査検査を担当している宮本です。

こちらの遮蔽計算の話ですが、括弧書きで少し付させていただいております数量告示のほうでも、計算に当たっては含まれるということになっておりますので、これも法令上、そのように定義されているということで御理解ください。

○釜田氏 確認させていただきます。

○鶴園安全管理調査官 ほかはございませんでしょうか。

どうぞ。

○齋藤氏 原子力機構、齋藤です。

10ページになりますけども、密封された放射性同位元素口のb.のところの線源までの距離の話なんですけど、これ概ね貯蔵室、貯蔵箱に保管するような線源の想定で書かれています、大体今までの例ですと50cmと。実際の照射装置、いわゆる放射性同位元素の装備機器、この場合は表面から50cmというふうに、これで読めているということによろしいのでしょうか。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門の土居です。

こちらの表、一般的な場合というのは、あくまで1例、例示でございますので、そこは皆さんのほうの申請のほうで、それは実態を踏まえたような形で申請していただければと思います。

○齋藤氏 承知しました。従前どおりだというふうに理解しました。

○宮脇安全管理調査官 今回の御意見に関連するんですけども、10ページで概ね0.5というのはなぜ示したのかと、ちょっと裏話的な説明になるんですけども、これもやはり以前の通達の中で、線源と人との距離を概ね50cmとしなさいという通達が出ておまして、これを書いておかないと、あの通達はどこに行ってしまったのだという、逆の御心配の意見が出るのかなと思ったので、ちょっと苦肉の策でございまして、もう人と線源のとり方は通常の作業姿勢にある50cmです。こんなのは自明なので、ガイドにも指し示す必要がないよということであれば、この記載、若干後ろ向きな修正にはなってしまうのですが、消すというのも一案としてあるのかなというふうには考えていたところですが、とりあえず持ち出しとしては、今までの通達の中で示していたものを、こちらの中に書き込んでみたというところでございます。若干裏話的なところでございますが、一応我々の考えとしてはそういうことで、こちらの記載を盛り込んだということでございます。

○鶴園安全管理調査官 ほか。

どうぞ。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

もう2.以降に入っているんですね。

○鶴園安全管理調査官 ええ、入って結構です。

○谷氏 いいんですね。

○鶴園安全管理調査官 先ほどから、ちょっとなし崩し的に入っちゃったようなところがありました。申し訳ありません。

○谷氏 わかりました。そうしたら11ページの一番上にある③ですけども、「工場又は事業所の人居住する区域」(病院又は診療所の病室を含む。)となっていますけども、これ評価する線量違うんですが、これでよろしいんですか。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

こちらのほうは、評価する対象となる線量限度は違うんですけども、下に書いてある説明、考え方としては同一なので、まとめて記載しております。

○谷氏 了解しました。

もう1点。3.(3)実効線量の評価に用いる遮蔽壁その他の物質の材質に係る密度及び透過率です。

先日、名古屋で放射線腫瘍学会とあって、放射線治療の学会があったんですけども、その中のポスター発表で、耐火レンガによる遮蔽、新しいレンガメーカーが提出した密度なりを使って許可を得たというふうな発表があったんですけども、この信頼性の差、ある値という根拠というか、定義ですよ。

製品メーカー自身が出してきたデータをもって、これが許可できるのかどうかというところが、その発表を見てちょっと疑問を持ったんですけども、ガイドブックにもデータ集にも載っていない材質のデータなんですけども。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

ここで言うと密度というのは、それぞれ元素です。構成する元素等の密度のことを想定して記載しております。ですので、密度の組成とか、例えばコンクリートとか、そういったようなものの密度の材質等々など、そういうものが信頼できるデータであることということと、あと実際の遮蔽体の密度といったようなものは、施設検査などで検査するものがございますので、それらを踏まえて、ここでは申請のところでの考え方を示しているものがございます。

○谷氏 ごめんなさい。メーカーが出してきた、手前みそなデータでもよいということですか。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の宮本です。

先ほど、冒頭管理官からもお話しさせていただいたところもございますが、信頼性に足りるかどうかというものを、まず申請者側がきちんと科学的・技術的に説明していただく。

そして、その考え方はロジカルであるというのを、私たちは審査するというところが基本だと考えておりますので、それがいわゆる信頼性に足りるかどうかというところを、きちんと申請書の中で説明していただく。これは基本になるかと考えております。

○谷氏 わかりました。

○市川氏 照射工業連絡技術会の市川です。

まず最初に私ども事前に資料を出させていただいております、資料3-2につきまして出させていただいております。該当ページが書かれているんですけども、こちらはちょっと違っておりますので、必要であれば後で直させていただきます。

またこの中で各論というか、細かい話になるんですけど、今のお話にもちょっと関わるのかなと思うんですけども、11ページの遮蔽壁のお話のところ、3.(3)です。実効線量の評価に用いる遮蔽壁その他の遮蔽物の云々と書いてあって、最後に信頼性のある値を用いることということが記載されておまして、こちらが何を指すのかと。例えば何か出典があれば、これでもういいのか。先ほどおっしゃられたように証明書の中でいろいろそういうものがあるということだったんですけど、単純にここの出展だったらいいかとか、そういうものは示されるのでしょうか。

○宮脇安全管理調査官 原子力規制庁、宮脇です。

お尋ねのように、信頼性のあるというのは何をもって信頼性があるのか、そのお尋ねはわかるんですけども、私どもは先ほどのこちらの宮本が申し上げましたように、まずその信頼性に足りるかどうかというのを、やはり第一義的には申請者の方々のほうで御検討いただきまして、お示しいただきたいなというふうに思っているものでございます。

それで、例えばよく信頼性があるというのは、一人称ではだめで、第三者の人が評価をしているものというぐらいのことは我々、どういう考え方にのっとっておられるのかと問われれば、申し上げることはできるんですが、じゃあ個別にこのメーカーのこれはどうだ、この場合はどうだというのは、個別に実際お示しいただいて、判断する必要があるのかなというふうに思いますので、残念ながらこのガイドの書きぶりとして、網羅的にその類型を示して、この場合は信頼性があると認められるだろうというのは、表現するのはちょっと難しいのではないかなというふうに、今、私どもは考えてございます。

○市川氏 わかりました。

○鶴園安全管理調査官 ほか、後半全部のところ、どうぞ。

○明石氏 日本医師会の明石です。

12ページの一番上の(2)なのですが、これ線量限度の評価は実効線量に対して行われていること。なお、1cmの線量当量等云々と書かれているんですけども、これ多分法令上は1cm線量当量をもって実効線量とみなして管理していいということになっていると思うんですが、ここでこれを改めて書く理由というのと、それからそうであれば先ほど例示は難しいというものは出たんですけど、じゃあ具体的にはどんなふうを書くのかという疑問があったものですから、答えられる範囲でお願いできたらと思います。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

そうですね、規則20条の測定のところでは実効線量のところですよ。1cm線量当量ということであるんですけども、審査のほうでもそれと同様の考え方をしてもよいというようなところで、こちらは記載しております。

また、例示をどのようにと言われると、ちょっと我々のほうも。とりあえず現状はこのように記載ぶりになっているんですけども、そのところは少し今後も検討していきたいと思います。

○明石氏 ぜひお願いいたします。

○鶴園安全管理調査官 ほか、ございますでしょうか。

どうぞ。

○齋藤氏 原子力機構の齋藤です。

11ページの4. なんですけども、一応これ趣旨としては時間管理をしなくていい時間帯というか、いわゆる帳簿上、この時間だけこれ以上評価していれば、実際の現場では時間管理せずに使用できるという時間だと思っているんですけども、その場合4.(2)①のところで、事業所境界の、特に非密封の場合なんですけども、従前ですと2,184時間かなとは思っていたところが、500時間というふうに、これは密封とか発生装置ですといったのかなと思うんですけども、少し考え方が変えられたのかどうかを確認させていただければと思います。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

こちらについては基本的にこれまでの考え方とは変わっておらず、これまでの考え方を一応文章にしたものでございます。

○齋藤氏 承知しました。そうすると、ひよっとすると2,184時間と書き分けるような形になる可能性はあるということだと理解しました。

○鶴園安全管理調査官 よろしいですか。

○角山氏 12ページの(5)のところに、「適切に実効線量を評価していること」という表

現が繰り返して出てくるんですが、この「適切に」というのは、ある程度、被規制者側に判断を委ねるという意味の適切なのか、それとも何か根拠があつてこういったものを参照しながら適切にというのか、その辺のお考えを伺いたいんですが。

○土居放射線安全審査官 こちらのほうは、ある程度考え方のほうは事業所、各申請者の方で考えていただくところもあるんですけども、それとまた科学的・技術的な根拠も含めて、我々のほうは適切であるかどうかを審査していくというような趣旨で記載しております。

○宮脇安全管理調査官 規制庁、宮脇です。

ただいまの御説明につけ加えて、ここの特に(5)のところ、我々もちょっとこれ書き下すときに、結局のところは丸々は適切にやっていることということ、全ての条項は最初の書き出しはそうになってしましまして、これでは何も説明になっていないのではないのかということ、で、「適切に」という用語はなるべく使わないように書きかえております。

しかるに、ここはなぜこういう書き方をしているかということ、ここはその「適切に」の前に掲げているようなことが、一つの例示となつてございまして、こういったことと、こういったことをちゃんと考慮していますよねということの結びとして、「適切に」ということでお示ししているということ、御理解いただけたらと思ひまして、それでここの(5)につきましては「適切に」という言葉が出てきて、ほかのところはあまりそういうことで、その言葉は使わないように我々努力したつもりなんですけども、ここのところはこれこれのことについてちゃんと考慮した上で、その結果として評価をちゃんと「適切に」という言葉になってしまうんですが、評価をくみ上げていただくと、そういう趣旨でこちらのほう、今こういう表現、お示ししているということ、でございまして。もし、もっとこれに、もうちょっとこうつけ加えたほうがよろしいというような御意見がございましたらば、ぜひまた頂戴したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○鶴園安全管理調査官 ほかございますでしょうか。

どうぞ。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。

11ページの4.(1)③のところなんですけども、「放射線発生装置の使用において、最大使用線量を使用の方法として設定する場合は、」という記載がありますけども、管理区域の線量計算で、1週間とか3カ月の最大積算電流値で許可を得ているところもありますので、それに関する記載を加えていただいたほうがいいんじゃないかと思ひているんですけど

も。

○土居放射線安全審査官 放射線規制部門、土居です。

御意見ありがとうございました。こちらのほうどうしても発生装置、一般的なものをどこまで記載するかというところもありますので、そちらのほうは今回の御意見を踏まえて検討したいと思います。

○鶴園安全管理調査官 ニツ川さん。

○ニツ川氏 アイソトープ協会のニツ川でございます。

3点ほどなんですけれども、一つは今の11ページの(1)の①と②なんですけれども、先ほどの宮脇さんからの御説明だと、飛散率のときはまず評価していいですよとって例示をしていたわけなんですけれども、ここの時間のところは先に例示があって、後は評価していいですよというのが2番目に来ているので、書き方が逆かなという気がします。これは感覚的なものなので、御検討いただければと思います。

あと12ページの(4)ですが、「下限数量の100分の1未満である核種について、線量評価を省略する」これ100分の1というのが、何か根拠があつての100分の1なのか。あと今これ非常に難しい話だと思うんですけども、実際の加速器施設でどれぐらいできたものを書かなきゃいけないかということは、非常に難しくなってくると思いますので、何か目的以外のものが、核種については例えば下限数量以下で、その評価を十分下回るものは評価しなくていいとか、そのようなところを少し御検討いただければなというふうに思います。

もう一つ、三つ目は5番目の②のところ、これは書き方だけなんですけれども、「ベータ線の飛程より厚い物質によって遮蔽されている場合は、制動放射線」と書いてあるので、飛程より厚い物質でなければ、制動放射線を評価しなくていいのかというふうにも読めちゃうので、ちょっとこれは書きぶりが修正されたほうがいいかなという気がいたします。

○土居放射線安全審査官 御意見ありがとうございました。記載ぶりのほうについては検討させていただきます。

あと、12ページの(4)の100分1なんですけれども、こちらにつきましては、このガイドの方針である過去の通達の精査ということで、現状、こちらは過去の通達にあったものをそのまま載せているようなところがございます。また放射化物の件につきましては、恐らく多くの核種を記載していたというのは、放射化物の規制が始まる前のうちのほうの指導だったかと思うんですけども、現状、放射化物は規制体系の中に入っておりまして、放

放射性同位元素とは違う扱いになっておりますので、そのところはそれらを踏まえて申請していただければいいんじゃないかと思います。

○鶴園安全管理調査官 どうぞ。

○齋藤氏 原子力機構、齋藤ですけども、今の関連して直しついでに、12ページの(4)下限数量ではなくて、告示別表の第2欄の数量と書いたほうが、過去と同じ意味合いになると思います。非密封の場合、1核種ですと数表とイコールになりますけど、複数あるときにはなかなか表現が難しいと思いますので、ついでに直していただければと思います。

○土居放射線安全審査官 御意見ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 時間も押してきていますので、もう最後にしたいかと思いますが、まだありますでしょうか。最後ぐらいに。

○角山氏 通達の件が先ほどから何回か出ているんですが、すみません、私の不勉強かもしれませんが、全てを把握できているわけではありません。ガイドをこの後御覧になったパブコメのときには、やはりそこで少し混乱が予想されると思いますので、通達を引用される場合は、そのレファレンスをどこかに載せていただくと、すごく助かるんですけども、御検討いただけませんか。

○土居放射線安全審査官 検討したいと思います。

○鶴園安全管理調査官 廃止の仕方とかいろんなところでいろいろ検討はする必要があるかとは思いますが、検討したいと思います。

審査のガイドのほうは時間の制約もありますので、大体口頭によりますところの御意見というのは、これにて今日はおしまいにしたいかと思いますが、続きまして、立入検査ガイドのほうについて、まずこれも我々規制庁側のほうから簡単な御説明というようなことで、時間が押していますので、割に短めによろしくお願いします。

○塩川上席放射線安全審査官 放射線規制部門の塩川です。

それでは、お手元資料2を御準備していただきたいと思います。まず目次のところですが、立入検査ガイドについて御説明させていただきます。

法令の定める主な規制事項について記載するとして、概ね法令の条文の順番に従って章や節を立ててございます。

第1章から次のページ第6章までございまして、本日は第1章の総則、ガイドを策定する目的の部分と、あと第5章、法令順守の義務のある事項のうち、放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている事項といたしまして、第6節の教育訓練と、第7節の健康診

断について御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして3ページ、総則になります。初めの段落で、「立入検査は法の規定に基づき」というような書き出しで、法律の条文を記載してございます。これらの法の内容を踏まえて、次の段落ではガイドを策定する目的を記載してございまして、立入検査は検査官が法令に定める規制事項について、その遵守状況を確認することに活用するために策定することを目的としているということで、本ガイドでは主な規制事項ごとに、立入検査の目的、対象、手法やその他検査を行う際の視点等を取りまとめてございます。

また、本ガイドに記載のない事項についても、法の施行に必要な限度において立入検査を実施することができるとしていること、また本ガイドの記載のある事項について立入検査を行う場合は、必ずしも本ガイドに記載された事項の全てを検査対象としなければならないということについても記載させていただいております。

第2節、適用範囲の規定に基づくものとして記載してございます。

第3節、関連法規等は、先ほどの審査ガイドと同じように、今現在記載している内容について関連する条文を記載してございます。

第4節、用語の定義につきましても、一応、本文中にも記載しているものもありますので、今後改めて本文中に記載すべきもの、あと全体として定義すべきものというのを振り分けていきたいと考えております。

それではページ、1枚おめくりいただきまして、実際の規制事項のガイドをどういうふうに記載しているかということをお説明させていただきます。

まず、第5章第6節の教育訓練について御説明させていただきます。まず、この検査の目的といたしましては、法に定めるように使用者等が①、②の目的ということで、1.(1)に書いてございますけれども、放射線障害予防規程の周知その他を図ることと、放射線障害を防止することの目的を達成するために、法に定める各施設に立ち入る者に対し、必要な教育訓練を施すことを求めていることから、検査の目的といたしましては、教育訓練の対象者に対して必要な教育訓練が実施されていることを確認することとしてございます。

その具体的内容というものは規則に定めていることから、ガイドの検査対象といたしましては、次の2. から結構大部になります、ページ18ページの8. に至るまでの規則の条文ごとに、その検査の内容を記載させていただいております。

時間の関係で一つ、個別的内容のうち、まず代表的なものを御説明させていただいたほ

うがいいと思いますので、10ページをお開きいただきますでしょうか。こちらで3.といたしまして、規則第21条の2第1項第2号に定める条文に関する検査について記載させていただいてございます。こちらは放射線業務従事者に対する教育訓練の実施時期を検査する内容になってございまして、適切な時期に実施されていることについて検査をしていくことになります。

具体的には放射線業務従事者は(1)②のイ、ロにありますように、初めて管理区域に立ち入る前と、管理区域に立ち入った後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内というふうに規定されてございます。じゃあこれをどのような手法をもって検査をしていくのかというのが、(2)の検査手法に定めてございます。

検査手法といたしましては、大きな方針がございまして、こちら「教育及び訓練に係る記録」というふうに書かせていただいているんですけども、これは法定記録になります。この法定記録の内容を中心に、この事実を確認していくということが基本となってございます。ですが、必要に応じまして法の施行に必要な限度で、法定記録以外の資料の内容も確認するということと、あと関係者の聴取の組み合わせによりまして、検査を行っていくということを基本方針として示させていただいてございます。

具体的には(2)①で、じゃあ業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に教育訓練を受けていることを、どのように確認するのかといったところですけども、こちらには下記イというところで、法定記録によって教育訓練を受けた業務従事者の氏名やその年月日の記録を確認してまいります。

中には十分確認できない場合があった場合などというか、確認が必要な事項があれば、例えばロに示しているような、もし業務従事者の管理区域の立入記録が存在するのであれば、当該者の記録によって教育訓練の前後になっていないかといったところも確認することができるということをお示ししてございます。

また②といたしまして、では立ち入った後の検査はどのようにするのかということに関しては、前回と同じように法定記録において、例えば新規でやった方の次の年度の確認、追って確認していくという手法をとるといったような内容を示してございます。このような形で、一つの規則の要求事項に対して、目的と検査対象と検査手法という形で一つ一つ書いてございます。

例示として一つお伝えいたしましたけども、ページはお戻りいただきまして6ページに

なりますように、2.といたしましては、同規則の第1号として教育及び訓練を受ける対象者として、管理区域に立ち入る者、取扱業務に従事する者の教育訓練を行うことに対する検査対象事項と、あと次のページをおめくりいただきまして、8ページに検査手法をお示ししているということ。このような形で一つ一つ書いてございます。

ただ、基本となることといたしましては、法定帳簿を確認するというのが、それが中心になってございますので、確認できない事項があれば、例えば事業者が法定帳簿を補う形で何か管理のために作成している資料があれば、それを用いたりするような場合もございます。

そういった形で11ページの4.のところです。同規則の3号におきましては、取り扱い等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育訓練の実施時期ということで、先ほど御説明しました3.のような手法をとってまいるとか、12ページ、ちょっと駆け足で申し訳ございませんが、5.の同規則4号といたしまして、取扱等業務に従事する者に対する教育及び訓練の項目に対して、どのような形で要求事項に対して検査手法としてどういう記録を見て、どういう内容を聴取するかということを書いてございます。

次のページ、6.には、取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなし非管理区域に立ち入る者に対する教育及び訓練の事項。

次、15ページになりまして、7.には規則第21条の2第2項として、教育及び訓練の省略ということも規定がございますので、こちらの対象事項としては、教育訓練の全部または一部の省略が行われている場合には、どういった内容を確認していくか。その省略対象となり得るのは、今まで申し上げてきた者、教育訓練を受けるべき者全てに対してにございますので、その受けた者に対して、適切に省略が行われたかということを確認するために、どういった資料、エビデンスを見ていくかということが記載されております。

また16ページ、8.に関しましては、規則第21条の2、第3項といたしまして、対象事項といたしまして、業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前と、取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者が、取扱等業務に従事する前の教育及び訓練の時間数という規定がございますので、この規定について遵守されているかという状況を確認するための手法と、あとどういった記録を確認するのかということについて記載してございます。こちらの大きな流れとして、教育訓練の御説明とさせていただきます。

続きまして、次の規制事項といたしまして、ページ19ページ、第7節健康診断になります。こちらでも教育訓練と同じような形になってございまして、まず目的といたしましては、

法第23条健康診断の目的といたしまして、使用者等が法に定める各施設に入る者に対して、健康診断を受診されていることと、その結果の記録の作成、保存をしていることの確認を検査の目的としてございます。

そして教育訓練と同じように、具体的な要求事項は規則に定められてございますので、次の2.のところから最後4.のところまで、規則の条文を踏まえて検査内容を記載してございます。

先ほどと同じように、一つ個別の内容の中から御説明させていただきますと、ページ23ページをお開きいただけますでしょうか。こちら3.になりまして、規則第22条第1項、4号から6号の検査といたしまして、健康診断の方法及び実施方法というところになります。こちらの検査対象といたしましては、健康診断の方法、「問診」及び「検査又は検診」となっておりますので、そのそれぞれについて、実施すべき内容が行われているかということについて、検査をどのように行っていくかということについて御説明させていただきます。

まず検査の対象といたしましては、23ページ(1)①にあるように、「問診」については適切に問診が行われており、その問診において被ばく歴を有する者に該当する者を正しく判断し、その有無について問診が行われていることと、被ばく歴を有する者に対して以下の事項について問診が行われているかということについて確認をする際にとるべき検査手法は、ページ25ページにございますように、こちらのほうに検査手法が示されてございますが、①「問診」について被ばく歴の有無を適切に判断していることについて確認する際には、先ほどと同じように法定記録によりますところの「健康診断に係る記録」を中心に検査を行いまして、その記録の中にある健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名、健康診断を行った氏名、健康診断の結果の記録の確認を行うとしてございます。

ただそのほかに必要に応じて、もし事業者が放射線障害予防規程に、「問診」に関する実施方法など規定されていれば、その内容についても確認することになりますし、適切に実施したことがわかるものがあるのであれば、その法定記録以外のものとして、法の施行に必要な限度でその有無の記録について確認させていただく場合もございます。といった内容をこちらのほうに記載しております。被ばく歴を有する者に対して、所定の事項について問診が行われていることにつきましては、今のような手法に準じて検査を行ってまいるといふことになります。

次に「検査又は検診」についてになりますけれども、こちらも同様に法定記録を中心に

確認してまいりますし、基本的に検査又は検診の対象部位は全てを対象としているものではありますけれども、場合によっては項目の一部を省略している場合がありますので、そういう場合には、初めて管理区域に立ち入る前の業務従事者であったり、それ以外の業務従事者であったりすると省略できる部位が異なりますので、その省略が適切であるかについて確認する際には、例えば26ページの②2)のイにありますように、法定記録のほか例えば管理区域の立入記録がある場合には、その前後していないかということ、記録によって確認ができる場合もあるということで記載させていただいております。このような形で、ほか2.4.について検査事項を記載してございます。

簡単ではございますが、以上となります。

○鶴園安全管理調査官 それでは被規制者の方々からの意見聴取のほうに入りたいかと思いますが、ここも部数が長うございますので、都合三つぐらいに分けてお聞きしたいかと思えます。

初めのところは、一番初めの目次のところと第1章の総則のところ、ページで言いますと資料2のところの1ページのところから5ページまでのところで御意見を頂戴したいかと思えます。いかがでしょうか。

ここのところはよろしいでしょうか。ないようでございますれば、次に参りたいと思えます。次は教育訓練のところということになります。これページでいきますと6ページのところから始まりまして、少し長うございますが、18ページのところまでといったところで、教育訓練のところ御意見、ございませんでしょうか。どうぞ。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣でございます。

9ページのところでございますが、9ページの下のところ、(3)検査を行う際の視点等の③番でございます。聴取を行う関係者ということで、さまざまな方が例示をされているというふうに理解できますが、この例示の順番に非常に違和感を感じます。

なぜかと申しますと、今般、法令改正に伴って我々事業所は、放射線障害予防規程の改正を行ったわけでございます。そのときに規制庁の説明会でよくあった発言といたしまして、権限と責任者を明確にしろという意見、意図が示されたということでございます。なので我々どもはその責任者を明確にするためにさまざまな苦勞をして、予防規程を改定したということでございます。

しかし、こちらのガイドのほうを見ますと、責任者というのは「放射線障害予防規程に記載された教育及び訓練に関する責任者も聴取の対象とし得る。」ということで、順序立

てが非常に低い。ここに大変違和感を感じるところでございます。まず最初に責任者に聞くべきじゃないかというふうに思うわけでございます。

もう一つ申しますと、教育及び訓練を施した者なんでございますが、特に再教育訓練ですと、事業所外から講師を呼んで、その方に講義をしていただくということがございますので、そういった人の優先順位というのは、どちらかという後の方じゃないかというふうに考えるわけでございます。この辺の記載ぶりについて御検討いただきたいと思えます。

○鶴園安全管理調査官 記載の順序のところについて考えてみたいと思えます。ございませうでしょうか。

どうぞ。

○市川氏 照射工業連絡協議会の市川です。

今のところで、この教育とあと健康診断のところもそうなんですけれども、聴取を行う関係者という形で、運用の話になってしまうかなと思うんですけれども、責任者等については、そういう検査等があったときには用意できるとは思うんですけれども、例えば受けた者等について、交代勤務であったり、夜勤があったりという形で全てが用意できないという場合に、例えばこの人に聞きたいという御連絡があったときに、いや、こういう理由でいませんということで、例えばその教育はその人たちが受けていない場合に、その場合に健康診断だったりそういうものに対して、それで済ませられるというか、ほかの者にかわっていただけるのかとか、そういう形はどうなんでしょうか。

○鶴園安全管理調査官 このところの記載はあくまでも例示として、こういった方々に対して聴取をすることができるというような形で記載していますから、殊さら検査の中にもいろいろあって、この方が受けていないんじゃないかということ非常に強く疑われるというような観点でやられるような検査というのは、めったにないとは思いますが、そういった観点で行われる検査というのは、基本的にはあまりないんで、誰が受けていない可能性があるかとかいうようなことは、初めからあらかじめはわからないような形で、検査に踏み込むケースというのが、通常ではあろうかなと思えますので、そういうことから考えますと、どうしてもこの人に聞いてみたいなというのは現場であったとして、その方が現実には現場に出張で今日はいませんか、そういったことというのは、一般問題としてはあり得ることかなということだと思いますので、あくまでも所定の時期に教育訓練を受けなきゃならんというふうに法定で定められていますから、そのことが担保できているか

どうかを、事実を確認するための一つの手段として、そういった人にも聞いてみるというのも一つの手段としてあるんだよというだけのことでございますから、対応可能な範囲の中でおやりいただくというような形には、通常一般的にはなるのかなというふうには考えるところでございます。

○市川氏 ありがとうございます。では特別に人員を用意しておくという必要はないということでもよろしいですか。責任者は別としてだと思っんですけども。

○宮本安全規制管理官 規制庁の宮本です。

通常検査を行う場合には、今ありましたように何らか抜き打ち的にやりたいという目的があれば別ですけども、それ以外の場合にはきちんとやっていることを確認するという事で、あらかじめこういうような書類を用意しておいてくれとか、日程も調整し行われるという中で、今みたいなのはまさに特別なケースですので、通常でしたらば検査を受ける責任者の方とか担当者の方というのは当然いるわけですけども、今言ったような何か特別な用意が要するような場合には調整をするということで、できるようにしたいと。

その場で調整していないものが必要になって行われるという場合に、そこで何か行っていただくという無理をしていただく必要はなくて、もしそうであれば必要なことは、また改めてこういうケースは少ないと思いますけれども、調整して必要なことを確認させていただくというような、当然無理のないような形でやるということにします。

○市川氏 ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 ほか、ございますでしょうか。

どうぞ。

○二ツ川氏 アイソトープ協会の二ツ川でございます。

先ほどの塩川さんからの説明でよくわかったんですけども、このガイドを先に読ませていただいたときに、法定帳簿を準備すればいいのか、それ以外の帳簿を準備すればいいかというのは、これは読めなくて、全ての書かれている帳簿を準備しなければいけないんじゃないかと、法定帳簿以外のものがなんで準備しなければいけないんだというふうに読めてしまうんです。

ですから、書き方の中で法定帳簿はこういうふうなもので検査をすると。でも、それが読めない場合には、そこにこういうものが存在していれば、それも使うとか、そういうふうな書き方をしていただかないと、並列に書かれてしまうと我々の被規制者として、これは全部準備しなきゃいけないのかなというふうに感じてしまうので、その辺の書きぶりを

少し変えていただきたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 執筆者の人々の弁護みたいな感じになりますが、今のところ少しそこはわかりにくいのかもしれませんが、区別はして書いてありまして、法定のものに関してはこういったものを見るよと書いてあって、なるべく上のほうに書いてあって、必要に応じて云々これを見るとか、そういうような書き方になっていますが、この必要のif、necessaryは、ここのところに関しては必ずしも法定でないから、こういうような書き方をしているというぐらいの、それぐらいの記載の工夫というのは、現段階でもしているところではございますが、なるほどもう少しわかりやすく色分けをしてくれという御要望だと思いますので、ちょっと書き方の書きぶりというのを検討してみたいというところだと思います。

○二ツ川氏 ぜひ。それともう一つ、同じものが繰り返しになっているので、その辺をもう少しコンパクトにまとめていただくと、受けるほうは読みやすいかなという気がして、同じところが2と3と4が、対象者は違うんですけども、同じことが繰り返されているので、その辺は工夫していただければなというふうに思います。

○鶴園安全管理調査官 単刀直入に言えば読みやすくというだと思いますので、努力してみたいと思います。ございますでしょうか。

○明石氏 日本医師会の明石です。

先ほどのところで同じ9ページの③の聴取を行う関係者というところなんですが、「教育及び訓練を受けた者」とありますけど、これそうすると全従事者全て全員が対象というふうに読めてしまうんですけど、全従事者と読めちゃうんですけど、そういう考え方でいいんですか。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の宮本です。

あくまでも語尾のところで「し得る」と書いてありますので、範囲としてはそこまで入っているという、大枠としてはそういうふうになっております。ただあくまでも先ほど管理官のほうからも説明させていただきましたとおりですが、そこは通常の検査ですときちんとやっていることを見るというところではございますので、その検査のやり方と通常のやり方の中で対応していくものですので、必ずしも全従事者がいないとだめですということではないということで、御理解いただければと思います。

○鶴園安全管理調査官 要するに、ここの「し得る」のところがどこまでかかってくるのかというところですが、基本的にはここは候補になり得る人を挙げているんであって、一

番初めのところにはプライオリティも考慮してくださいという意見も、ほかの方からありましたけども、そういったところを含めて、記載のやり方は工夫の余地があるかなと考えています。どうぞ。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

7ページですけども、【用語の定義等】というところで、取扱等業務というところがあります。放射線業務従事者の定義に係るところだと思んですけども、この中の例示の中で、その次のページの中で、「同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄のほか、放射線発生装置の使用云々と点検、修理、管理等の業務をいう。」というふうに、はっきりと例示させていただいて、非常にありがたいなと思んですけども、我々御承知のとおり要求案ですとチーム医療といいまして、医師、看護師、クラークさん、事務方も含めていろんな方々が仕事している中で、今までどこの勉強会でもグレーになっていたのが看護師さんは従事者なのかどうですかというようなことがよく聞かれるんですけども、これはもうこのとおりに理解しておいてよろしいでしょうか。であれば看護師さんは業務従事者、入れてもいいんですけども、入れなくても問題ないということで理解はよろしいですか。

○鶴園安全管理調査官 このところは、どういう肩書きの人であればなるかどうかという議論ではなくて、要するにこの取扱等業務の定義のところからしますと、法令のところからしますと、少なくとも業務性はないといけませんでして、あとはここで書いてあるような付随する業務だとか、こういったものをやるような人であれば一応なりますので、どういう肩書きやどういう職業の人だから、それありきでなるとか、ならないという言い方はなかなか難しいです。

○谷氏 もちろんそうですね。看護業務としては取扱業務なり操作業務というのはいないので、そういう切り分けでよろしいですか。

○鶴園安全管理調査官 取扱等業務をしないのであれば、そこは外れてくると、そういうことになるかと思います。

○谷氏 そういうことですね。提携しているサービスマンにしてもそうなんですけども、サービスマンをどうするかという形もいろいろと議論されていて、これにのっとれば必ず業務従事者として扱うということになるんですよ。

○鶴園安全管理調査官 そういうことです。

○谷氏 もう1点これだけお話、お願いしておきたんですけども、患者さんのことを書いているところがあるんですけども、14ページです。14ページの(3)①です。第5号に

該当する者についてというところなのですが、この中のイに「治療目的で管理区域に立ち入る患者」というのが入っているんですけども、これは職業被ばくであったりというところの観点から言うと、患者さんというのはこの目的のために入る方であって、ここに第5号に該当するというふうには考えにくいと思うんですけども、また患者さんに対する情報を提示と言われても、これは病院としては出せないものだと思います。この辺りのところ御意見というか、お考えをお伺いしたいところなんですけども。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部の宮本でございます。

第5号の関係では職業被ばくというよりは、職業被ばくではない、それ以外の方が入るときに、その施設に立ち入るに関して必要な事項を教育訓練してくださいというところがございますので、現時点としては例外規定はないという状況でございます。ですので患者の方であっても、何らかの形の教育訓練、例えば医療機関ですと多分インフォームド・コンセントはされていると思いますので、そういったものでかえられているということであれば、そういうことを検査のときに説明いただくということになるかと思えます。

あと、多分個人情報の取り扱いのことをおっしゃられているんじゃないかと思うんですけど、一般的にですが、個人情報ですと利用の目的をきちんと決めたりとか、制限をかけたるところがあるかと思いますが、個人情報保護法ですと例えばその利用の目的の適用がされない、適用外という場合、例外規定がございまして、法令に基づく場合ですとか、あるいは国の機関が行うまさに立入検査、そういったものに事業者が協力しなきゃいけないときなどというのは、一応例外規定がありまして、そういうときに適用されないということ、いわゆる適用する必要があるということになりますので、そういったところも踏まえて、患者に限らず健康診断の結果ですとか、そういったところに個人名も入ってきますので、そういったものも定期検査のときには提示いただくということになります。

○谷氏 一時的な立ち入りということであっても、教育訓練の実施年月日、項目等々というのは記録することになっています。

○宮本上席放射線安全審査官 はい、そうです。

○谷氏 それを全患者さんに適用するということになるんでしょうか。

○宮本上席放射線安全審査官 法令上はそのようになります。ただ記録の仕方というのは、必ずしもRI法のために、特別に別途記録しなきゃいけないというわけではございませんので、その記録はこちらですということで、例えば医療行為で使われているものを提示いただくということも可能です。

そこは記録の仕方、必ずしもRI法のためだけに別途切り出して記録するというところまでは、法令上は求めておりませんので、そこは既存の記録の中でこれですということを確認で提示いただくということになるかと考えています。

○谷氏 ということは、具体的に言うと、我々使っているような放射線の照射録であるとか、放射線技師法になりますけども、そのようなものを代替してもよいということなんですか。

○宮本上席放射線安全審査官 そういったものにここに書かれていますということをきちんと、これはRI法のまさに教育訓練の記録にもなりますというふうな形で管理されているということを説明いただければ、こちらはそれでいいのかなと考えております。

○谷氏 検討させていただきます。

○鶴園安全管理調査官 ほか、ございますでしょうか。

どうぞ。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。

9ページ目の(3)の①と②なんですけども、教育訓練の検査を行う際の視点というところで、これら管理区域の確認というところが意味合いがわからなかったんですけども、教えていただけますか。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の宮本です。

こちらで書かせていただいているのは、管理区域というものの、必ずしも現場に行ってここにありますよということを確認してから、書類等の検査をするというわけではなくて、管理区域というのはどういうところにありますかというのを検査していく上で、検査官がこういうところを見れば、これは検査官のためのものでもありますので、検査官が管理区域というのはどういうところにあるんだというところを、端的に確認する上での視点ということで書かせていただいているものです。

○中村氏 日本放射性医薬品協会の中村です。

だから、教育訓練を検査するためのガイドに、それをここに書く必要があるのかなとちょっと思っただけなんですけど。

○鶴園安全管理調査官 単なるこのところは教育訓練を受けている人の区分のところ、管理区域に入る人であるかどうかというようなところが、一つの前提要件になっているので、その前提要件でありますところ、どこまでが管理区域なのかというのを確認するというのが、一つの前提的な視点にはなりますよというようなことを、ここに書いてある程

度の話であって、これ自体が独自の直接の検査の目的であるとか、そういうことではなくて、どちらかというと前提的な記載という、そういうことだと思います。

○鶴園安全管理調査官 ほか、教育訓練のところでございますでしょうか。なければ次へよろしいですか。

では、残りの健康診断のところにつきまして、御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○桧垣氏 日本放射線安全管理学会の桧垣でございます。

24ページの最下部ですけれども、【用語の定義等】ということで幾つかの用語の言葉を説明をされております。

そもそもここに示されている言葉の定義と申しますか、解釈になるんだろうと思いますが、これらの言葉について、ほかの法令との整合性がとれているのか、これが気になります。例えば問診であるとか検査であるとか検診であるというのは、RI法独自に出てくる言葉ではなくて、そのほかの法令、厚生労働省が所管しているような法令にも当然出てくるわけでございます。その整合性がちゃんととれているのかというのを確認したいのがまず一つ。

そしてもう一つなんですが、これ明らかに気になるところは、問診の定義でございます。「問診とは医師が口頭で受診者に健康状態を尋ね」云々かんぬんとありますが、口頭に限定されているというのはものすごく違和感を感じます。実際のところ問診票でやられている、あるいはオンラインで回答するということが行われているかと思しますので、この部分はぜひ再検討いただきたいと思えます。

○鶴園安全管理調査官 他法令との記載の整合性と、特に問診のところの表記、これでもろしいかという趣旨だと思いますが、少し申し上げますと、基本的に積極的に記載の仕方というのを工夫をして考えていくべきものかなというふうに考えておりますが、問診のところの先ほどの定義のところに関して言えば、おっしゃるとおり医師法でありますとか、ほかの法律によって定義又は通説的な解釈というものはあるところがございます、裁判において、いろいろな定義・解釈の蓄積というのもあるところがございます、よって今の記載というのは非常に平たく言えば素人的な一般的な記載になっているんです。

これを少し定義ということですので、精緻な書き方をしようとすれば、今書いている内容として不足しているところとすると、やはり疾病の治療・予防等を目的とするというようところが、他法令だとか厚労省の出している文献ではよく言われていますし、あと医

師が行うものでありますよだとか、あとは医学の専門的な知識に基づいて、生理上または保健衛生上危険を生ずるおそれのある事項について、判断する際の基礎となるような、診断行為の一種なんであるというようなところがあって、おっしゃるように必ずしもこれを「口頭で聞く」というようなところは、私が見た限りではこれまで出ている厚労省のいろいろな文献だとか、あとは最高裁の判例で出てきているところでも、「口頭で聞く」というようなところまでは入っていないようでございますから、ここのところは恐らくこれを「尋ねる」、医師が「尋ねる」というところまでがあれば、足りるところかなと思いますので、そういった感じで記載をもう少し洗練したものにやり変える余地というはあるのかなというふうに考えているところでございます。

ほかのところの表記も、先ほど問診だけに関わらず検査とか検診といったところもそういう御指摘がありましたので、そういったところを踏まえて、他法令との関係で齟齬を生じないような記載というのを、もうちょっと目指して工夫をしてみたいところかなとは考えるところでございます。いかがでしょうか。

○二ツ川氏 アイソトープ協会の二ツ川でございます。

5点ほどなんですけども、まず19ページの、これは条文ごとに書かれているのはわかるんですけども、通常我々立入検査というと、何か事故があって立入検査を受けた場合と、それ以外の立入検査であれば2.(1)の最初のところは事故があったときに起きた立入検査なので、この辺は異質かなという気がして、これを分けたほうがいいんじゃないかな。これは御検討いただきたいなというところではあるんですが。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門、宮本です。

こちらはどのような順序で書いていこうか、実は悩ましいところではございました。ただこれまでいわゆる何かあったときの、臨時健康診断はあまり行われていないこともありますので、まずこういったことはないよというところを、前払いしていくようなことを念頭に記載しておりますので、そこはこちらのポリシーになるかと思いますが、ちょっとそこは検討させていただきたいと思います。

○二ツ川氏 次は23ページの、これも先ほどからずっとお話が出ている(3)②の聴取を行う関係者なんですけど、普通小さな事業所では、産業医というのは定期的にはいないわけです。ですから立入検査のときに産業医の聞き取りというのは、これは実質的には難しいんじゃないかなというふうに思いますので、ここであえて「産業医」と書かれるのはいかがかなという気がするんですが。

○宮本上席放射線安全審査官 このところも一応「し得る」というようなところで一つの候補者から外れるものではございませんよぐらいな趣旨のところではございますが、ただ検査の局面においては先ほどちょっとお話もありましたけど、いろんな非常に疑いが強いというような形で入るような、極めてレアな検査の仕方もありますが、そういったことも含めて最大公約数的に言うと、こういった人というのが範囲の枠から外れるものではないというぐらいのところではありますが、記載の仕方がわかりにくいようであれば、そういった点も踏まえて検討したいというところがございます。

○鶴園安全管理調査官 あとございますでしょうか。

○二ツ川 すみません、あと3点なんですけど、24ページの②の「検査又は検診」の口の省略のところなんですけど、省略はこれはむしろ医師が必要なときに検査又は検診を、再度のやつは行うことになっているので、医師が判断をして省略するわけではないんじゃないかなというふうに思うんですが、ここは。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門、宮本です。

こちら書きぶりを少し検討したときに、まず法令では一般的な原則と例外という考え方がございます。今回でいきますと原則と例外とはいわゆる条件つき省略というふうに考えた方が、むしろわかりやすいんじゃないかということで、確かに法令の用語を用いることが正しいことだと思いますが、一方でわかりやすさということを考えたときに、原則と例外、いわゆる原則と条件つきのものというものを、きちんとわかりやすくしたほうが、むしろ理解が得られるんじゃないかと思ひまして、この一文ではこういう書きぶりをさせていただいたというところです。

○二ツ川氏 ということは、医師が省略を判断しなければいけないということなんですか。法令上では医師が必要だと認めた場合には実施するというふうになっていると思うんですが、ちょっとそこら辺をどのように進めるかだと思うんですけども。

○宮本上席放射線安全審査官 恐らく言いかえると、という形になるのかなと思ひまして、言いかえた上で法令上齟齬が生じない形であれば、そこはわかりやすさの観点でこういう記載もあるのかなと考えております。ちょっとまた御意見いただいたところを踏まえまして、検討させていただきたいと思ひます。

○二ツ川氏 よろしくお願ひいたします。

○宮本安全規制管理官 ちょっといいですか。

今のは医師がこれとこれとこれが必要だと判断したことをもって、それ以外のものは省

略したという確認でもいいんじゃないの。必要なものがこれとこれとこれだと判断したことをもって、それ以外のものはやらなくていいと判断したという理解でもいいんじゃないか。

○宮本上席放射線安全審査官 そのとおりです。

○宮本安全規制管理官 なので、確認の仕方は合理的にできるかなと思っています。

○塩川上席放射線安全審査官 放射線規制部門の塩川です。

一つ補足させていただきますと、この24ページの②のロの中の一番下のc. で、やはり省略が行われている場合は、医師の判断に基づいていることというのは、検査の中では必ず確認することになります。

○二ツ川氏 問診を行うのは医師が行うということにはなって、それで問診をやった記録というのは必ず残ると思うんですけども、その中に医師が血液検査をやらなくていいという記録を残せということなんでしょうか。その辺は御検討いただければと思います。

○宮本安全規制管理官 わかりました。多分さっきも言ったように合理的に確認すれば、結果はあまり変わらないと思うんですけども、ここでどう書くのがいいかというのは、ちょっと整理検討します。

○二ツ川氏 すみません、あと二つ申し訳ありません。

25ページの用語の定義のところ、「放射線の被ばく歴の有無」のところ、放射線業務従事者が行う、被ばくを前提とした管理区域内における取扱等業務の有無、履歴の有無であって、被ばく線量の程度によるものではないというのは、やはり被ばく歴というのは、今、放射線業務従事者は全て管理をされていて、被ばくがあるか、ないかというのは記録を残しているわけです。ですから、その記録を使わないで立ち入ったがゆえに、被ばく歴があるという判断を下すというのは、少し合理的ではないんじゃないかなというふうな気がするんですが。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の宮本です。

こちら先ほど桧垣様から御意見いただいたところもありますので、他法令との整合性という観点で考えてみたいと思います。

ただ、こちらは改めてガイドということで執筆するときに、被ばく歴の有無というのは、歴というのは線量オンリーなのか、あるいは履歴なのかというところが、まずポイントなのじゃないかなと。歴が有る場合を書くことというのは、例えば作業の期間であったり、場所であったり、内容であったり、その中の一つとして線量というものがあるということ

を考えると、これを執筆した段階では、歴というのは線量だけではなくて、いわゆる有る場合に書く情報、作業の内容ですとか場所とか、そういったものを踏まえると、線量ではなくて履歴の歴ではないかというふうを考えまして、こういう執筆しておりますが、ちょっと他法令とのところもありますので、確認した上で執筆していきたいと思っています。

○二ツ川氏 それでは立ち入りの歴というふうになるんで、被ばく歴というのはちょっと違うかなという気が。御検討いただければと思います。

もう一つ。すみません、最後ですが、その下の「検査又は検診」のところなんですが、これ今、2007年勧告の取り入れの第2次報告の中でも、異常な被ばくの発見に定期的な健康診断を使うべきではないというふうになっているのに、この「検査又は検査のガイド」の中で、放射線の被ばく歴の有無を把握した上で、放射線業務従事者に放射線誘起の障害が発生しているかどうかのための判断する血液検査だというふうなのを明記してしまうのは、ちょっと書き過ぎかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門、宮本です。

現在、ICRPのほうでいろいろ議論。新勧告を取り入れるということでやっておりますので、その議論が例えば放射線審議会で見聞された暁には、当然ここは見直される、規則も踏まえて、規則改正も踏まえてだと思っておりますので、そのときはまた整理する必要があるとは思っております。ただ現時点のところでは現行の規則の考え方としては、こういうところではないかというところで執筆しております。

○鶴園安全管理調査官 ほか、ありますか。

どうぞ。

○明石氏 日本医師会の明石です。

先ほどの産業医の件なんですけども、23ページの(3)②のところ、先ほども御指摘があったんですけど、いるか、いないか、いないときもあるというんですけど、事業所の従業員の数によっては選任しない事業所も、する必要のない事業所もあるということと、それから基本的に健康診断を行うのは産業医だということではないですから、産業医の仕事は、その事業所の病気の診断をすることは業務ではないですので、やはりここは書き方として慎重に書かないと、産業医がいないところにいるといけないみたいな誤解を招いてしまったり、産業医が健康診断を行うみたいな誤解を招く可能性があるんで、ここは少し書き方を慎重にいろんな法令等を考えていただきたいというのがお願いです。

○宮本上席放射線安全審査官 御意見ありがとうございます。引き続き検討させていただきます。

きたいと思います。

○鶴園安全管理調査官 ほか、どうぞ。

○谷氏 日本放射線技術学会の谷です。

検査の結果の記録というの、実施年月日についてなんですけども、問診そのときに血液検査をして、それから最終的に本人に交付されるまでの時間は、かなり長い場合があるんですが、この実施年月日というのは最終的にはどこで捉えればよろしいのでしょうか。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門、宮本です。

実施年月日は、まさに健康診断を行った日ということになります。それが一般的じゃないかとは思っておるんですが、まさに健康診断は実施年月日ですので、実施した日というところに。

○谷氏 健康診断の目的としては、最終的には本人に通知するのが最終になりますよね。

○宮本上席放射線安全審査官 つまり、最終的には結果が出たところが、実施年月日ではないかということですか。

○谷氏 そうです。どこの時点なのかというところなんですけども、電離則では半年に1回にやっていると問題ないんですけども、1年に1回のときなんか時々現場でちょっとずれているかなというときはあるんですけども、そのときに確定されたこの日をもって実施年月日にしますよというようなことが例示されるとありがたいんですけども。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門、宮本です。

わかりました。御意見を踏まえてちょっと検討させていただきたいと思います。

○谷氏 よろしくお願ひします。

○鶴園安全管理調査官 ほかございますか。

どうぞ。

○釜田氏 日本非破壊検査工業会の釜田と申します。

先ほど、二ツ川さんのほうから出ている話なんですけども、我々電離則というもののほうが実は半年に1回の検査という形で、すみませんちょっと記憶があやふやなんですけども、医師が省略の話も逆転しています。それからあと問診票というもの、個人被ばく歴票というのがあるんですけども、それ検診票です。その中の頭のところが実は問診になっています。

相当項目が、実は若干24ページで書いている項目とは違いまして、作業と場所と内容というのが、そのやつを二つあわせたような項目になっています。その後のものは同じもの

があるんですけども、逆に二重法令でひっかかっているというような状態になりますので、どっちな歩み寄っていただければなというふうに考えたいと思うんで、また御検討のほうもよろしく願いいたします。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の宮本です。

このガイドが現行法令の、RI法令の遵守状況の確認ということです。ここではそういう書き方をさせていただいておりますので、その点は御了解いただければと思います。

○鶴園安全管理調査官 そもそもRI法の規律上、少し電離則とは、ずれているところもあるので、そのようなものについては、運用ベースのところではちょっといじりようがないんで、そうでないところについての御指摘というふうに踏まえますので、運用のところ、このガイドの書き方を工夫することによって歩み寄れたら、非常に合理的に便利であるというふうになるのであれば、そういった書き方の工夫ができないかという趣旨だというふうに理解しましたので、その範囲で考えてみたいというところでございます。

○鶴園安全管理調査官 ございますでしょうか。

どうぞ。

○市川氏 放射線照射工業連絡協議会の市川です。

1点目は、先ほど問診の話が出たんですけども、書き方はまた御検討いただくということなんですけれども、やはり私どもも口頭でお医者さんがやっていたようなところはありますので、漏れなく問診が行われていることを確認されるという表現があるんですけども、それはどういう形で確認をされる予定だったのでしょうか。1個1個お医者さんの問診の口頭の内容を、私どももちょっと立ち会っているわけではないので、この辺りはどういう形で御確認されるのかなと思ったんですけど。

○塩川上席放射線安全審査官 放射線規制部門の塩川です。

書き方でちょっと誤解を生じてしまったと思うんですけども、被ばく歴を有する場合の項目を漏れなくという趣旨でございまして、決して口頭で実施するのを漏れなくという意味ではございませんので、ちょっと書き方のほう、修正させていただきたいと思います。

○市川氏 わかりました。あともう1点、ちょっと確認みたいな形なんですけども、20ページで健康診断について1年を超えないごとに実施するというところで、電離則等あるんですけど、こちらは365日ということですかね。それともその該当月という形で解釈してもいい内容なんですか。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の宮本です。

前者になります。いわゆる期間の考え方のところにつきましては、こちら確認したところだと、期間の計算の仕方だと民法で定められておりまして、この法令、RI法令で特段、例えばそういう当該の月は含みますというような規定がない限りは、基本的には民法の、今の前者のところの考え方に沿うことになります。365日以内という。

○市川氏 365日ということなんですね。

○宮本上席放射線安全審査官 はい。

○鶴園安全管理調査官 365日じゃなくて、年ですから年ベースで考えて、民法の期間計算の規定が総則のところにあるんですが、それによれば、原則初日は不算入でスタートして、丸一年ベースという、そういう形になりますから、我々はこのガイドで起算点をいじってみたりとか、終期がここであるということガイドによって変えることはできず、法令の規定が「1年を超えない」というような規定になっている場合は、1年の起算の仕方や、終期がどこになるかというようなところは、民法総則の期間計算の規定に従って計算するよりほかはございませんということをお申し上げた趣旨です。

○市川氏 わかりました。ありがとうございます。

○鶴園安全管理調査官 ほかがございますでしょうか。よろしいですか。

○二ツ川氏 30ページの②の健康診断の記録の写しの交付についてですが、実施をした後交付するというのは、これ当然なんですけど、交付した年月日というのは特に記載はしていない部分が多いんですが、これ交付をしたという記録を確認するというのではまずいでしょうか。

○宮本上席放射線安全審査官 放射線規制部門の宮本です。

あくまでここは必要に応じてというところございますので、法定記録ではありませんので、ただ交付されていることを確認する手段としてこういうものがあると、検査はかなり効率的に進むかなということ執筆させていただいております。なくても、例えばない場合はどのような形で確認しようかというのは検査官が現場で、こういったものがあれば効率的ですし、ない場合は例えばほかの書類を見せてくださいとか、例えば御本人に直接確認させてくださいというような手法もとり得るかなと思っております。

○鶴園安全管理調査官 一応法令の定めとして、御存じのとおり交付をしたという事実がありさえすればよいのだというのではなくて、その都度という、タイミングのところが一応問題になる関係上、聞き方としてはエビデンスのいろんな証拠を確認する手段としては、こういうものがございますが、ほかのものがないわけでもございませんということです。

ほかございますでしょうか。大体よろしいですか。じゃあ、よければこれで終了ということにいたします。

これで締めにしたいかと思いますが、一番初め冒頭に申し上げたことも重複することもあります、少しコメントさせていただきますと、本日被規制者の方々から率直な意見を聞く機会、第1回ということでございますが、得られたこと、非常に有意義だというふうに考える次第でございます。

冒頭でも申し上げましたとおり、公開の意見聴取の中で、口頭ないし書面といったものにより出された意見は、同等の扱いというようなことで、本日この場で回答したのものもありますが、しなかったものというのものもあるかと思っておりますので、今後検討しますといったものもございますので、そういったものについては最終案の取りまとめ、向こう1年後ぐらいになるか、それぐらいかなというふうに今現在では考えているところではございますが、最終案を取りまとめたものをパブコメに付する前に、まずは委員会にかけるという作業がありますので、その時点のところまでに取り込みの可否、できるかどうかというものも含めて検討はしていくというようなところにしたいかと思っております。

今後につきましても、こういったことを向こう1年間の間に、あと1回か2回か、複数回ぐらい繰り返す必要があるかなというふうに考えているところではありまして、今後につきましては他の項目のところについて、やはり案ができたものから順次、今回と同様の手続によりまして、規制委員会への部分的につくった分の報告、了承を得た上で、今回と同様の手続で被規制者からの公開の意見聴取の場というのを設けて、都合複数回ぐらいということになるかと思っておりますが、そういったものを行っていく予定で、今回と同様の手順で、今日お声かけをしました団体の皆様にもまた再度そのときになりますと、改めてお声がけをさせていただいてというような形の運びになると考えています。

今回年末の忙しいところで、委員会への報告、了承があってから意見聴取の開催までの期間がややタイトで、いろいろスケジューリングのところでは被規制者の方々に御苦勞をおかけした部分というものも一部あったやに思いますが、今後もう少し時間を確保できるように努力はしてみたいところではございます。

本日は貴重な御意見いただく機会を得ることができまして、どうもありがとうございます。

以上です。